

令和6年(2024年)4月1日

令和6・7年度

消防ポンプ自動車 (CD-I型)

(中央ポンプ1号車)

(埴生ポンプ1号車)

仕様書

宇部・山陽小野田消防組合

第1章 総則

1 目的

この仕様書は、宇部・山陽小野田消防組合（以下「消防組合」という。）が、令和6、7年度に購入する消防ポンプ自動車（CD-I型）（以下「車両」という。）の仕様について定める。

2 購入台数

2台

3 納入期限等

- (1) 仕様についての担当は、宇部・山陽小野田消防局警防課とする。
- (2) 納入場所は、宇部市港町二丁目3番30号「宇部・山陽小野田消防局」とする。
- (3) 契約年度は、令和6年度とする。
- (4) 納入期限は、令和7年度【令和8年（2026年）2月27日（金）】とする。
- (5) 配備場所は、次のとおりとする。
 - ア 「中央ポンプ1」宇部市港町二丁目3番30号「宇部中央消防署」
 - イ 「埴生ポンプ1」山陽小野田市大字埴生3229番地12「山陽消防署埴生出張所」

4 検査

車両に関する検査は、次のとおり消防組合及び受注者が立会して実施する。

- (1) 中間検査
中間検査は必要に応じて実施する。
- (2) 予備検査
艀装完了後、指定する場所で仕様書に基づき艀装状態、取付品及び附属品の検査を実施する。
- (3) 納入前検査
車両新規登録後、指定する場所で予備検査に準じて実施する。
- (4) 納入検査
納入前検査後、納入場所で予備検査に準じて実施する。

第2章 受注者の責務

受注者は、仕様書の記載事項に従うとともに次の事項について確実に履行すること。

また、製造者、納入者等が別に存在する場合は責任をもって統括すること。

1 登録等

- (1) 車両新規登録及び緊急自動車登録に係る手続を代行すること。
- (2) 車両の新規登録は、第1章4(2)の予備検査後に行うこと。
- (3) 「自動車損害賠償責任保険料」、「自動車重量税」、「自動車リサイクル手数料」、「検査登録法定費用」については別途に消防組合が負担する。（課税、非課税問わず）
- (4) 車両登録料（課税対象費用：「検査登録手続代行費用」、「車庫証明手続代行費用」、「納車費用」等）については、入札額に含むこととする。
- (5) 納入時には道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条に基づく公安委員会による緊急自動車指定を受け、緊急走行に必要な書類（本紙）を備えた状態にすること。

2 疑義の解釈

仕様書の内容について疑義が生じた場合は、原則として消防組合の解釈とする。

3 製作中の問題処理

車両の製作にあたって工業所有権に関する法令に抵触する問題及びその他の問題が発生した場合は、責任をもって解決すること。

4 事故防止

車両の製作及び移動にあたっては事故防止に注意し、万一事故が発生した場合は速やかに消防組合に連絡し責任を負うこと。

5 保証期間等

- (1) 保証期間は、車両、艀装及び資機材の製造業者が指定する期間とする。
ただし、製造業者が指定する期間が納入後1年未満の場合は1年とする。
- (2) 保証期間後であっても設計不良、艀装の不備及び材質不良等、明らかに瑕疵が認められる場合は、無償で取替又は修理を行うこと。
また、保証期間後であっても、設計・製作・材料・部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合は責任を負うこと。
- (3) 県内に特殊艀装の修理可能な工場及び放水試験用施設（吸水、放水試験用水槽及び放水試験用受水器を備えた施設で1.0MPaの圧力で30分以上の連続放水試験が可能な施設）があること。
なお、修理可能な工場及び放水試験用施設については自社所有のほか、受注者が常時使用できる他社所有も可とする。
- (4) 緊急的な要請又は緊急的な修理は、消防ポンプ自動車に関する確かな技術を有する担当者が6時間以内に来庁し、すみやかに対処すること。
- (5) 車両は、納入から約1か月後に、消防組合の要請に応じて無償で点検を実施すること。（1か月）
- (6) 定期点検が必要なものは、納入日から数えて最初の法令に規定する定期点検を無償で実施すること。（6ヶ月）

6 図書の提出（各車両毎）

- (1) 契約締結後、契約日から1か月以内に車両及び納入品に係る打合せを実施し、打合せから概ね2週間以内に次の図書を1冊に編冊したものを2部提出し、消防組合の承認を得ること。
承認後は1部を返却する。
なお、承認後に仕様書の内容変更を行う場合は、消防組合の承諾を得ること。
 - ア 製作工程表
 - イ 製作構想（概要）資料（艀装5面図、車内レイアウト図、配管図、資機材配置図等）
 - ウ その他、消防組合が指示するもの。
- (2) 契約後に仕様書の内容に変更が必要な場合は、消防組合と協議し承認を得た後、消防組合担当課の指示に従うこと。
なお、協議時の際は次の資料を2部提出し承認を得ること。
承認後は1部を返却する。
 - ア 変更が必要となる理由書。
 - イ 変更前後の仕様内容の違いを説明する資料。
 - ウ その他、消防組合が指示するもの。
- (3) 納入時に次の図書をA4判に編冊したものを2部提出すること。
 - ア 仕様明細書（車両及び艀装がある場合には艀装部）
 - イ 構造図又は設計図（艀装5面図、配管図、車内レイアウト図及び資機材の配置図）
 - ウ 艀装に係る電気配線図（系統図、配線位置図、無線関装置類配線）
 - エ 写真（完成車両「新規登録前」の5面カラー写真、艀装関係及び製作経過）
 - オ ポンプ性能を証明する書類
 - カ 自主表示の写し（消防法第21条の16の3に規定する表示の写し）
 - キ 事業費構成報告書

- ク 車検証及びリサイクル券の写し
- ケ 緊急自動車登録の写し
- コ 取付品及び附属品のリスト
- サ 新車登録時に改造及び重量計算書を要するものについては当該資料
- シ 本仕様書に要求する内容に適合することを証明する計算書、図面等の資料
- ス その他、消防組合が指示するもの。

(4) 納入時に次の冊子等を提出すること。

- ア 車両取扱説明書（点検要領資料含む）
- イ ポンプ取扱説明書（点検要領及び異常時対応用資料含む）
- ウ 車両艤装品・取付品・附属品の取扱説明書
- エ 車両艤装品・取付品・附属品の保証書
- オ その他、消防組合が指示するもの。

7 納入後の安全操作講習

車両納入後、消防組合の職員に対して車両及び資機材の取扱説明を行うこと。

実施日数、時間及び内容については警防課と協議すること。

なお、講習に係る費用については負担すること。

	実施時期	講習内容	講習期間
納車講習	納車時	取扱説明書、点検整備要領の説明	双方で調整
		車両による実技訓練	
使用者講習	必要時	納車講習に準じて消防組合が設定したもの	

8 その他

車両燃料及び走行に必要なオイル類等の消耗物は、適正な状態として納車すること。

第3章 車両の概要

1 適用要件

- (1) 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）を含め、消防用車両安全基準検討会事務局及び日本消防検定協会が定める「消防用車両の安全基準について」の該当要件を全て満たすほか、緊急出動、消火活動及び風水災害ほかあらゆる災害対応活動に適した構造及び機能を有し、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するもので、緊急車両としての要件を満たしたものであること。
- (2) 車両は国庫補助の対象となる全ての規格を満たしたものであること。
- (3) 車両は自動車NOx・PM法の車種規制に適用される排出基準を満たしたものであること。

2 車両概要

- (1) 車両は、火災ほか各種災害に必要な資機材を装備し、災害時に迅速な活動が行えるものであること。
- (2) シャシは令和6年4月以降に製造されたもので、総務省の承認を受け個別検定試験に合格した最新CD-1型四輪駆動消防専用シャシとし、標準装備については製作者において公表したものと合致すること。
- (3) 車両構成は、ダブルキャブハイルーフ型とし、後方にポンプ室、荷台を備え、ボディー後方には可搬式消防ポンプ、ホースカーを積載可能な5面シャッター付とすること。
また、各資機材等を安全迅速に取り出すことができる構造とすること。

- (4) 車両は、重量軽減及び防錆、防水性を考慮して制作し、車体の下回りは黒色塗装、下回りを除いた箇所は朱色塗装とする。

3 車両諸元

(1) 車体（車両完成後に車検証に標記される値）

- ア 全長（車長） 6.00m以下
- イ 全幅（車幅） 2.00m程度
- ウ 全高（車高） 3.00m程度
- エ ホイールベース 2.00m以上3.00m以下
- オ 車両総重量 7.30t未満

(2) シャシ

消防車専用ダブルキャブ四輪駆動型MT式とすること。

(3) キャブ

- ア ダブルキャブハイルーフ型4ドアとすること。
- イ 電動キャブチルト装置付とすること。（非常時用手動キャブチルト機能付）
- ウ 乗車定員は5人以上とすること。
- エ 電動式集中ドアロック（前席、後席）を設けること。
- オ パワーウィンドウ、電動格納式ドアミラー、補助ミラー（助手席側のみ）を設けること。
- カ フォグランプを設けること。
- キ 運転席及び助手席にSRSエアバッグを設けること。
- ク 防水性能を有する座席（防水性能を有する厚手のシートカバーも可）を設けること。

(4) エンジン

- ア 水冷4サイクルディーゼルエンジン（最新の排出ガス規制適合品）とすること。
- イ 使用燃料は軽油とすること。
- ウ 機関定格（最高出力）は、110kW以上とすること。（走行に対して十分に余裕のあるもの）
- エ オイルパンヒーター（サーモスタット及び10m以上の電源コードを含む）を設けること。
なお、車両側コンセントは防水装置を設けること。
- オ オイルクーラー及び水冷式サブラジエーターを設けること。
- カ 運転室に、エンジン回転計、アワーメーター及び油温計を設けること。
- キ エンジンガバナは電子制御式とすること。

(5) 電源類

- ア オルタネータ 艤装を含む車両の使用に対して十分に余裕のあるもの。
- イ 蓄電池容量 12V92AH又は24V92AH以上で十分な余裕があるもの。
- ウ 附属計器類 オルタネータによる発電及び蓄電池の電圧、電流値が判る計器を設けること。

(6) 制動装置

- ア 主ブレーキ 空気式
- イ パーキングブレーキ装置 ホイールロック式
- ウ 補助装置 ABS装置及び坂道発進補助装置（坂道発進補助装置は仕様がない場合は除く）

(7) 操舵駆動装置

- ア 操舵装置 パワーステアリング装置
- イ 駆動方式 フルタイム四輪駆動
- ウ タイヤ 予備1本を含めミックスタイヤ
- エ ミッション マニュアルトランスミッション式

- (8) 燃料タンク容量 60L以上
- (9) DPR装置は、消防車両向けPTOモード再生制御設定とすること。
- (10) 取付品
 - ア 運転席及び助手席にSRSエアバッグを設けること。
 - イ 各ドアに樹脂製サイドバイザーを装備すること。
 - ウ 運転席及び助手席にサンバイザーを装備すること。
 - エ キャビン室に空調装置（エアコンディショナー）を装備すること。
 - オ AM/FMラジオを装備すること。
 - カ 助手席に地図用スポットライトを装備すること。
 - キ 前席及び後席足元にフロアマット（ゴム製）一式を装備すること。
 - ク 各車輪に泥よけ（マッドガード）を装備すること。
 - ケ バックライト付きのメインスイッチを設けること。
 - コ 次の機能を全て備えたドライブレコーダーを設けること。
 - (ア) 車両の運行状態を画像と音声に記録。
 - (イ) 車両前後が撮影可能なもので、撮影範囲は前後方向とも展開角度140度以上。
 - (ウ) 解像度は「1920×1080（フルHD）」、画素数は「200万画素」以上。
 - (エ) ドライブレコーダー機器本体に付属する記録媒体から外部記録媒体に記録情報が取り出せるもので、接触事故等のイベント発生時の記録が上書きされないもの。
 - (オ) GPS機能付で、位置及び移動速度を記録し、時刻を自動修正するもの。
 - サ メーカー指定バックアイカメラ・モニタを設けること。
 - シ GPSナビゲーションシステムを設けること。（モニターサイズは7インチ以上）
なお、地図データは全国最新版とし、走行中でも助手席より操作可能であること。
 - ス 全方位型カメラ・モニタを設けること。
 - セ 上記「コ」から「ス」の装置及び機能については、一体型若しくは複合型も可能とする。
ただし、個々に要求する機能は満たすものとする。

4 消防ポンプ関係

- (1) 主ポンプ
 - ア 型式等 アルミ製ポンプ（ポンプグランド部はメカニカルシールとする）
 - イ 性能 A-2級以上
- (2) 主ポンプ動力伝達装置
 - ア 操作は運転席のスイッチ等により容易に動力の「接」・「断」ができるものとする。
 - イ ポンプミッション作動時は、エンジン排気ブレーキが解除される構造であること。
- (3) 揚水装置
 - 真空ポンプは無給油式のピストン式又はロータリー式とする。
- (4) 冷却水装置
 - ア オイルクーラー、サブラジエターへの配管は、1系統にまとめ1つのコックで操作できること。
 - イ 予備配管を設け、通常及び予備それぞれにストレーナーを備えること。
- (5) ポンプ操作装置等
 - ア ボディー左右面のキャブ側に、最新の液晶モニター付ポンプ操作装置を配置し、操作員が容易かつ安全にポンプ操作を行うことができるスペース（以下、「ポンプ室」という。）を設けること。
 - イ 液晶モニターは、下記の表示ができること。
 - (ア) 冷却水及び真空ポンプの作動状態。（真空計）

- (イ) 各ボールコックの開閉状態。
- (ウ) 揚水・放水の状態・ポンプ圧力計・ポンプ連成計・流量計・積算流量計のデジタル表示。
- (エ) ポンプの運転状態及び放水時の流水状態。
- (オ) D P R装置のインジケータランプの点灯・点滅を表示。(ランプ表示可)
- (カ) 取扱い表示(機器取扱、点検整備、故障対策等)を文字で表示できること。

ウ 非常時の真空ポンプ及びスロットル操作は、別回路の手動操作装置にて行えること。

エ 圧力計、連成計及び流量計を、左右ポンプ室に各1個設けること。

オ ボール式コック付75mmの吸水口(連続呼水装置付)を、左右ポンプ室に各1個設け、吸水口には75mmスィーベルエルボが取り付けられていること。

カ ボール式コック付65mmの放水口を、左右ポンプ室に各2個設けること。

キ ボール式コック付65mmの中継口を、左右ポンプ室に各1個設けること。

(6) 残水排出装置

ボールコック、配管等に残水しないように各箇所に残水を排水する装置(表示付)を設けること。

第4章 車体の詳細構造

1 キャブ外装関係

- (1) キャブは堅牢な天蓋及び鋼板製で、走行による振動等に十分に耐える構造であること。
また、後部ドアの下部に乗降ステップを設けること。
- (2) キャブ左側にステンレス製の訓練旗立てを設けること。
- (3) キャブルーフはGFRP製又はCFRP製ハイルーフとし、赤色警告灯一体型とする。
また、ハイルーフ両側面に標識灯(黄色地に黒文字)及びLED作業灯を設けること。
- (4) 電子サイレン用スピーカー及びモーターサイレンをキャビンの有効な部分に設けること。
- (5) フロントパネルに消防章(直径約15cm程度)を設けること。
- (6) フロントバンパー上部にアルミ縞板を張り、フロントパネル及びフロントバンパー全体をポリウレア塗装(同等品可)とし、グリルは別途協議すること。

2 キャブ内装関係

- (1) 運転席と助手席の間にアルミ製収納ボックスを設けること。
- (2) 乗員が安全に乗降できるよう各ドア部付近に手摺り及び持ち手等を設けること。
- (3) 前席と後席の間に握り棒(S字フック付)を設けること。
- (4) 空気呼吸器固定装置を後部座席後方に2基(スマートドック又は同等品)を設け、後部座席背もたれは上下に高さ調整可能とし、可能な限り高くすること。
- (5) 後部座席後方の壁にパンチングメタルを設け、任意の位置に壁掛け用フック(S字フック等)を必要数取付けることができる構造とすること。(壁掛け用フックを12個附属)
- (6) 後部座席下部に収納スペースを設けること。
- (7) 各座席は防水性能を有するものであること。
- (8) キャビン内前席上部、前席と後席の間上部及び後席上部をオーバーヘッドコンソールとし、前席上部は集中操作盤(艀装関係のスイッチ等)、デジタル式消防専用電話装置(以下「無線装置」という。)、電子サイレンアンプ、10連スイッチボックス等の取付けスペースとし、各スイッチには銘板を貼り付けること。
また、修理等が容易にできる構造とすること。
- (9) 運転席又は助手席から操作可能なインパネ部及びダッシュボードで、エアバックシステムの支障としない位置に、デジタル無線対応車載情報端末装置(以下「AVM装置」という。)を設けること。

- (10) 後部座席上部及び前後席間上部に、長期使用に耐えうる物品収納用の棚又はネット等を設けること。
(収納物落下防止構造又は機能付)
- (11) キャビン内助手席にフレキシブルLEDライト（スイッチ付）を取付けること。
- (12) 前席、後席それぞれに効果的にLED室内灯を取付けること。
(ドア開閉連動及び入切スイッチ付)
- (13) 運転席と助手席の間及び後席の有効は位置にそれぞれ100Vのコンセント及びUSBコンセントを2口以上設け、携帯無線機等の充電ができること。
- (14) ダッシュボード中央部付近に、非常用PTOスイッチ及びエンジン油温計を取付けること。
- (15) キャビン内を最大限に活用して収納できるよう消防組合と協議すること。

3 ボディー関係

- (1) 艀装材料は可能な限り軽量素材等を使用し、総合的な軽量化を図るとともに車両全体の重量のバランスを考慮して製作すること。
- (2) 艀装高は、ダブルキャブハイルーフの高さを大幅に超えないものとする。
- (3) 車両の重要な点検箇所及び主要な部分の点検整備に関して、工具類を使用するためのスペースを確保するとともに、必要箇所には点検口又は点検扉を設けること。
- (4) ボディー左右面及び後面に最大限の収納スペースを設け、5面シャッターとすること。
なお、5面シャッターには開閉センサーを設けること。
- (5) ボディー収納スペースは次の内容を満たすこと。
 - ア 左右面についてはポンプ室上部に収納スペースを設け、それぞれ1枚のアルミ製シャッタータイプとすること。
 - イ 左右面のポンプ室後方吸管収納スペースについては、それぞれ1枚のアルミ製シャッタータイプとすること。
また、吸管収納スペースには各種資機材（スタンドパイプ等）を有効に取り付け可能な構造とすること。（詳細は別途協議）
 - ウ 全シャッターは走行時の振動による歪み、ガタつき及び開放がないようロック装置（バータイプ）等を設け、巻き込み時はシャッター表面と積載物が接触しない措置を講じること。
 - エ 左右面のポンプ室下部には、スペースを最大限活用した収納庫を設けること。（詳細は別途協議）
 - オ 左右面のポンプ室下部、ポンプ室後方吸管収納スペース下部及び後輪フェンダー部の扉は展開式（ステップ兼用）とすること。
なお、展開式ステップは下蝶番式又はダンパー方式とし、チェーンレス構造とすること。
また、走行時の振動により開放することがないようにロック装置等を設けること。
 - カ 展開式ステップの内側（展開時に上面となる面）に縞板を貼付けること。
 - キ 各ステップの高さを可能な限り揃えることによりステップ間の移動が容易にできること。
 - ク 展開式ステップの3側面には黄色の反射材（テープ）を貼付けること。
 - ケ 展開式ステップの上面角に、塗装剥がれを防止するステンレス製のエッジカバーを3面に貼付けること。
 - コ 後輪フェンダー内に補強を施した支点を設けること。（許容荷重の表示）
 - サ 左右面のポンプ室上部、下部及びポンプ室後方下部の収納スペース内に、スノコ板等（合成樹脂製等）を敷くこと。
 - シ 各扉と各収納スペースの間に防水措置を施すこと。
 - ス 運転席側シャッター内の有効な個所に車輪止め2個を取付けること。（詳細は別途協議）
- (6) ボディー上部（甲板）関係

- ア 甲板には十分な強度を有するアルミ縞板を張り、フラットな構造とすること。
また、左右に甲板より高くせり上げるアオリを設け、甲板の前後にステンレス製手すり等の転落防止措置を講じること。
- イ 2連はしご（関東梯子株式会社製）の固定装置を設けること。
また、ワンタッチで操作可能なロック装置を設けること。
- ウ 取り外し可能なアルミ縞鋼板製の資機材収納庫を設けること。（ワンタッチロック、防水仕様）
なお、資機材収納庫内に可搬用吸管（2m×3本）を収納できる構造とすること。
- エ ボディー甲板へ容易に昇降できるように、折りたたみ式昇降用梯子をボディーの後面に設けること。
（梯子のステップには滑り留め施工）
- オ 資機材収納庫を取り外し、予備タイヤ1本を積載できるよう、ロープ等で固定するための支点としてステンレス製折りたたみ式D環フック等を必要数取付けること。（詳細は別途協議）
- カ 甲板の積載物は可能な限り高さを抑えること。
- キ 鳶口2本を取出し及び収納しやすい位置に積載し、固定する装置を設けること。（詳細は別途協議）

(7) ボディー後部関係

- ア 後部収納スペース内に上下2分割の可動式仕切板を設け、仕切板の下方には、可搬式消防ポンプ、ホースカーを積載し、仕切板上方のスペースは可能な限り広く設けること。（詳細は別途協議）
- イ ホースカー奥側の積載物が取り出し易い構造とし、可搬式消防ポンプ等、重量物はスライドレールを設けること。
- ウ ボディー後面シャッター上部にLED作業灯を設けること。

(8) その他

- ア 艀装関係のステップ部分、左右ポンプ室の床部分及びボディー左右面上部収納スペースの床部分はアルミ縞板とすること。
- イ 各操作部（ハンドル、レバー）に名称および操作方法を明記すること。
- ウ 車体フレームに大型車両の牽引及び支点として十分耐えうる堅牢なフック（フロント、リア各1箇所）を設けること。
- エ 車体最後部左右両端は可能な限り面を取り、車両旋回時に接触し難い形状とすること。
- オ 必要に応じて手すり、展開式ステップを設けること。（詳細は別途協議）
- カ 取付品、積載品の脱着及び隊員の乗降時、塗装面及び計器類に損傷のおそれがある箇所は、保護措置を講じること。
- キ 収納庫等の扉にはロック装置を取り付けること。

4 ホースカー関係

- (1) 安全、確実、容易に車載できること。
- (2) 走行時及び消防活動時の振動、衝撃等によりゆがみ等が生じない堅固な構造であること。
- (3) タイヤはノーパンクタイヤとすること。
- (4) 呼称65差込消防用ホース8本以上が積載可能であること。
- (5) 分岐管及び媒介金具が取り付け可能な構造とすること。

5 電気関係

(1) 警光灯及びサイレン関係

- ア ルーフ埋め込み一体型のLED製赤色警光灯をキャビン上部に設けること。
- イ ボディー左右面及び後面に赤色警光灯を必要数設けること。（必要に応じてステンレス製保護枠付）
- ウ 赤色警光灯は、電子サイレンアンプと連動すること。
- エ 電子サイレンアンプ（録音・再生機能、ハンドマイク）をキャブ内上部のコンソールボックスに設

けること。(詳細は別途協議)

なお、SDカード等の外部記録媒体に記録した音声データの再生ができるものとする。

(2) 照明設備(車両標準装備品を除く)は次のとおりとし、原則、保護枠を取り付けること。

ア キャブ内照明灯はLED型とすること。

イ 各収納スペース内(扉開閉連動型)及び左右ポンプ室に照明灯を必要数取り付け、スイッチをキャブ内集中操作盤に設けること。

ウ サーチライトを甲板部の右側及び後部に設け、サーチライト付近の容易に操作できる箇所にスイッチを設けること。

なお、右側サーチライトについては50cm以上伸縮可能なもので、手元のグリップ部にて旋回、俯仰の操作ができるものとし、主要諸元及び性能は次のとおりとする。

(ア) 形式 佐藤工業所製 フラッシュボーイSP-Q20

(イ) 電球 超高輝度LED

(ウ) 手動式伸縮柱 フラッシュボーイポール

エ ボディー左右面の上部アオリ部分に車両周辺を照らす高照度LED照明灯(作業灯)を設け、キャブ内集中操作盤及び車外の容易に操作できる箇所にスイッチを設けること。

オ ボディー下部にライトスイッチ連動の路肩灯及び車幅灯を取り付けること。

また、路肩灯については後輪タイヤ周辺を有効に照射すると共に点灯時に周囲車両等から眩しくない構造とし、車幅灯については運転席サイドミラーから視認し易いように取付けること。

(3) スイッチ、ヒューズ関係

ア 各スイッチはエンジンキーのACC連動とすること。

イ 各ヒューズには、視認しやすい箇所に名称及び容量の表示を行うこと。

ウ スイッチ類には、名称及び「入・切」又は「ON・OFF」を表示すること。

(4) その他

車両待機時、商用電源により車両のバッテリーを充電する装置(過充電防止機能付、通称「ずばら充電器」同等品可)を取付けること。(接続コード10m以上含む)

なお、車両側のコンセントはマグネット式とし、防水装置を有すること。

6 無線機関係

(1) 消防組合既存車両の無線装置一式及びAVM装置一式を移設すること。

なお、無線装置一式の出力についてはエンジンキーACC連動、AVM装置一式の出力についてはエンジンキーACC連動及びバッテリー直接接続とすること。

配置については、車両操作及び点検整備等の妨げにならないよう設置し、必要であればアンテナ・配線等の構成部品は新品を使用すること。

(2) 車外無線送話器用のスピーカーを左右ポンプ室に設け、スピーカー内外切替スイッチをキャブ内集中操作盤に設けること。

(3) 無線装置アンテナを1.2m以上離して設置すること。

(4) 無線機本体は埋め込み式にしないこと。

なお、埋め込み式であっても特別な工具を用いることなく脱着、スライド可能で、設置後も容易にメンテナンスが行える場合はこの限りでない。

(5) 配線接続部はメンテナンスが容易に行えるようにすること。

(6) 無線に係る配置図、配線図(本体・アンテナ・関係品等)及び本体の設置環境を示す資料を提出し、消防組合の承認を得た後に設置すること。

7 塗装関係

- (1) 車体は完全に錆落としを行い、防錆処理後、朱色塗装すること。
- (2) 車体の甲板部及び下回りは完全に錆落としを行い、防錆処理後、黒色塗装すること。

8 文字等の表記（シール張り）

- (1) 車両の前後面 に次の表記をすること。（白色）
 - ア 中央ポンプ1については「中央P-1」
 - イ 埴生ポンプ1については「埴生P-1」
- (2) 車両の左右ドアに「宇部・山陽小野田消防局」、左右シャッターに「*UBE・SANYO-ONODA FIRE DEPT.*」を表記すること。（白系反射シール、斜体）【2台共通】
- (3) 車両の後面に「宇部・山陽小野田消防局」を表記すること。（白色）【2台共通】
- (4) キャブ両側に「山口」を表記すること。（枠付き、白系反射シール）
- (5) 車両のキャブ天井に次の表記をすること。（白色、1文字70cm程度）
 - ア 中央ポンプ1については「宇山P1」
 - イ 埴生ポンプ1については「宇山P9」
- (6) 標識灯に「消防局」を表記すること。（両面ある場合は両面に表記）
- (7) 標記文字の字体、サイズ等は別途協議する。

第5章 取付品、取付装置及び附属品等

車両の取付品、取付装置及び附属品は別表1及び別表2とする。

品名に「※」があるものについては、車体への取付装置等を取付けること。

別表1 取付品及び取付装置

No.	品名	数量	備考
01	液晶モニター	2	左右ポンプ室 各1
02	ポンプ圧力計	2	左右ポンプ室 各1
03	ポンプ連成計	2	左右ポンプ室 各1
04	放水流量計	2	左右ポンプ室 各1
05	エンジン回転計	1	運転室
06	エンジン油温計	1	運転室
07	赤色警光灯	1式	
08	電子サイレンアンプ	1	
09	照明設備	1式	
10	後退警報器	1	解除スイッチ付
11	標識灯	1	
12	電動キャブチルト装置	1	
13	オイルパンヒーター	1	
14	バッテリー充電装置	1	
15	スタッドレスタイヤ	6	ホイール付 標準タイヤとナット形状が異なる場合はナット含む
16	車外無線送話器取出口	2	左右ポンプ室 各1
17	無線装置	1式	既存車両及び消防組合が用意した無線装置を移設
18	AVM装置	1式	既存車両及び消防組合が用意したAVM装置を移設
19	10連スイッチボックス	1	別途協議
20	二連梯子固定装置	1	別途協議
21	アドブルー予備品	2	20ℓ(以上)入り ※アドブルー未使用車は不要

別表2 附属品

No.	品名	数量	備考
01	吸管 ※	2	呼称 75、長さ 10m 以上、 消防用吸管的技術上の規格を定める省令基準適合
02	吸口ストレーナー	2	樹脂製
03	吸管ちりよけかご	2	【岩崎製作所】ストカゴセット (差込式、フック付ロープ)
04	吸管まくら木	2	樹脂製
05	ストレーナー	1	低水位流線型ストレーナー
06	ストレーナー ※	1	フローティングストレーナー
07	ストレーナー用媒介金具	3	呼称 75 ネジオン×呼称 65 差込オン
08	消火栓媒介金具	2	呼称 75 ネジメン×呼称 65 差込メン
09	中継用媒介金具	2	呼称 65 ネジメン×呼称 65 差込メン
10	消火栓等開閉金具 ※	2	地下式 消防組合指定のもの
11	吸管スパナ ※	2	
12	管そう ※	2	【YONE】無反動管そう e ノズルフィルター又は同等品 (コンビネーション可変ノズル含む、呼称 65 差込)
13	ノズル	2	【YONE】クアドラフォグノズル (呼称 40 差込) 0.5MPa 仕様
14	ノズル	2	【YONE】ボアテックスノズル (呼称 40 差込)
15	放口媒介金具	4	呼称 65 ネジメン×呼称 65 差込オン
16	とび口 ※	2	約 1.8m グラスファイバー製
17	金テコ ※	1	【タニコー】ラクラク 39 バール
18	剣先スコップ ※	1	
19	ホースカー ※	1	ボディー後部シャッター内に取付 (呼称 65 差込ホース 8 本以上組込み可能品)
20	車輪止め ※	2 式	樹脂製 1 式 2 個
21	消火器 ※	1 式	【モリタ宮田】自動車用 ABC20 型粉末消火器 (取付ブラケット含む)
22	ホースブリッジ	1 式	軽量型
23	バルブキー (地上) ※	1	ボディー収納スペースに取付
24	スタンドパイプ ※	各 1	差込式・発荷式：ボディー収納スペースに取付
25	アルミボックス ※	1	ダンパー付の蓋、吊り上げフック付で取外し可能 (サイズは別途協議)

26	媒介金具	2 式	呼称 65 差込メン×メン、呼称 65 差込オン×オン 1 式はホースカーに取付 ※
27	媒介金具	6	呼称 65 差込メン×呼称 40 差込オン
28	分岐管	2	呼称 65 差込メン×呼称 65 差込オン・オン 1 個はホースカー取付 ※
29	照明器具	1	LED 投光器 一体型 Nomad360 又は同等品
30	空気呼吸器 ※	2 式	【エア・ウォーター防災】 ライフゼム A1 《別添仕様 1 参照》
31	空気呼吸器ボンベ	4	【エア・ウォーター防災】 高圧空気容器（複合容器） 《別添仕様 2 参照》
32	トップマンとび	2	
33	消防用ホース	2 0	呼称 40 差込×30 本 《別添仕様 3 参照》
34	消防用ホース	2 0	呼称 65 差込×30 本 《別添仕様 3 参照》
35	ホースバッグ	8	帆布製：40 mmホース用×4 65 mmホース用×4 宇部・山陽小野田消防組合仕様 《詳細は別途指定》
36	ホースバンド	5	
37	ホース離脱防止器具	2 0	【YONE】 抜け止めリング又は同等品
38	LED式強力ライト	2 式	【LUMITECH】 ファイヤーバルカン LED 071FS バッテリー(1)、ショルダーストラップ(1) チャージラック(1)、AC アダプター(1) シガレットライターコード(1)、専用台座(1) 三脚スタンド(1)、三脚収納袋(1) 又は同等品
39	照明器具	1	【SANEI】 防災マルチライト B タイプ 多機能クリアーメガホン
40	デジタルカメラ	1	【RICOH】 G900 又は同等品 外部記録媒体附属
41	拡声器	2	【noboru】 かるーいホン TD-504G 又は同等品
42	ジャバラコーン	2	蛍光白ライン付
43	ポンプ工具	1 式	
44	タイヤチェーン	1 式	
45	整備用工具	1 式	車両整備に特殊工具が必要な場合
46	停止表示板	1	折りたたみ式
47	特定小電力トランシーバー	3	【アイコム】 IC-4350 小型イヤホンマイクロホン HM-177PI 附属
48	電子サイレンアンプ用 外部記録媒体	1 式	SD カード（メモリ容量 8MB 以上）、パソコン接続用具
49	ドライブレコーダー用 外部記録媒体	1 式	SDカード（機種適合最大容量）、パソコン接続用具 接続用具が上記「48」と共通の場合は不要

50	スペアキー	2	
51	油圧ジャッキ	1	ダルマジヤッキ
52	燃料携行缶 ※	1	50、給油ノズル付 消防法令に適合した金属製容器
53	ストレッチングベルト	2	2m×2本
54	ジェットシューター	3	【芦森工業】ジェットシューターS
55	給水栓付消火栓アダプター	1	差込式 65A
56	プライバシーシート	2	【FS JAPAN】クイックプライバシーシートV4
57	車両火災用消火シート	1	【YONE】CAR PRO X 又は同等品
58	熱画像直視装置	1	【FLIR】K2
59	個人携帯警報器	2	モーションスカウト K-T-R
60	可搬式消防ポンプ	1 式	【トーハツ株式会社】VE25AS 又は同等品 専用工具が必要な場合は附属
61	可搬用吸管	1 式	2m×3 本 ワンタッチで結合なもの
62	二連はしご	1	【関東梯子】KHFL-SIW42

別添仕様 1

空気呼吸器

全般にわたって検査が施され、この仕様のすべてを満足するものでなければならない。

1 保証期間

メーカーが定める期間とする。ただし、保証期間後であっても設計不良、工作不良、或いは材質不良等に起因する不具合が生じた場合は、受注者は無償にて取替又は修理を行うこととする。

なお、取扱い上の過失による損傷・破損についてはこの限りでない。

2 製造

令和7年4月以降に製造されたものであること。

3 型式

エア・ウォーター社製「ライフゼムA1」（面体：サイズM、拡声器及び拡声器用充電器附属）

4 その他（空気呼吸器1基当たりの附属品）

- (1) 品質保証書 1部
- (2) 面体保護用カバーガラス（フィルム） 20枚
- (3) 面体収納袋 1袋
- (4) クリアビュー（曇り止め） 2本
- (5) パージ・レスクマスク（バディホース、接続用部品含む） 1セット
- (6) Oリング 各10個（空気ボンベ接続部用、呼気部接続部用）
- (7) Oリング用グリス 2個

別添仕様 2

空気呼吸器ボンベ

全般にわたって検査が施され、この仕様のすべてを満足するものでなければならない。

1 保証期間

メーカーが定める期間とする。ただし、保証期間後であっても設計不良、工作不良、或いは材質不良等に起因する不具合が生じた場合は、受注者は無償にて修理・交換をおこなうものとする。

なお、取扱い上の過失による損傷・破損についてはこの限りでない。

2 製造

- (1) 高圧ガス関係法令に適合するもので、日本国製の容器であること。
- (2) 令和7年4月以降に製造されたものであること。

3 主要構成品

- (1) 容器本体
- (2) そく止弁

4 容器本体の主要緒元（項目数値等）

- (1) 材質 高強度カーボンFRP-アルミニウム合金
- (2) 内容積 6.8ℓ
- (3) 質量 3.6kg（そく止弁及び空気の質量を除く）
- (4) 寸法
 - ア 外径 171mm
 - イ 長さ 444mm
 - ウ そく止弁取付部 37φ以上
- (5) 最高充填圧力 29.4Mpa
- (6) 耐圧試験圧力 49.0Mpa

5 そく止弁の主要仕様

- (1) 本体の材質は、高強度アルミニウム合金であること。また、圧力指示計内蔵型とする。
- (2) 充填口形式は、オネジで、寸法は、W22山14であること。
- (3) グリップと、充填口との角度は、150度とする。

6 その他

- (1) 品質保証書添付
- (2) ボンベカバー付

別添仕様 3

消防ホース

全般にわたって検査が施され、この仕様のすべてを満足するものでなければならない。

1 関係法令

消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成 25 年 3 月総務省令第 22 号）及び消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成 25 年 3 月 27 日総務省令第 23 号）に適合するものであること。

2 保証期間

メーカーが定める期間とする。（1 年未満の場合は納品日から 1 年）

ただし、保証期間後であっても設計不良、工作不良、或いは材質不良等に起因する不具合が生じた場合は、受注者は無償にて取替又は修理を行うこととする。

なお、取扱い上の過失による損傷・破損についてはこの限りでない。

3 表示

消防法第 2 1 条の 1 6 の 3 第 1 項に規定する自主表示及び第 3 者機関である日本消防検定協会による品質評価の適合を受けた表示が付されているものであること。

4 製造

令和 7 年 4 月以降に製造されたものであること。

5 仕様

- (1) 長さ 20 m（許容長 + 10% 以内）
- (2) ホース繊維区分 合成繊維
- (3) 使用圧力 1.6 MPa 以上
- (4) 結合金具 差込式（町野式）
- (5) 結合金具の材質 アルミニウム合金
- (6) 装着部 軽合金リング圧着式
- (7) 低圧力損失ホース
- (8) 耐摩耗性に優れたアラミド繊維を使用しているもの（「呼称 40」に限る）

6 その他

- (1) 品質保証書及び品質評価適合証明書添付
- (2) 仕様内容に適合することを証明する資料添付